・CCFとの資金提供契約後、速やかに締結してください。

・チームの実情に合わせて変更可能ですが、事前にCCFと協議してください。

・赤字箇所に該当文字を入れてください。

・赤字は参考事項であり、最終的に消去してください。

業務委託契約（ひな型）

一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、CCFという）による2023年度休眠預金資金活用・草の根活動支援事業の助成を受けて、〔チーム名〕が〔事業名〕を実施するにあたり、〔幹事団体名称〕（以下「甲」という）と〔現場団体の名称〕（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

 第１条（委託業務）

 　 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

委託する業務：※ 現場団体がCCFに申請にあたり作成した事業計画を添付等。（精緻化協議で修正の場合は修正後のもの）

その他、上記に付随する作業、打合せ

第２条（覚書の順守）

 　甲、乙ともに2024年●●年●●月●●日に〔チーム名〕が〔事業名〕を実施するにあたり締結した覚書を順守する。

 第３条（委託金）

1. 本業務の委託金は、事業期間を通算して金　●●●●　円（消費税を含む。）とし、内訳は別紙１に記載するとおりとする。ただし、本委託金には別紙2記載の乙自己資金分を含めていない。

※ 委託金の積算内訳等は、現場団体がCCFに申請にあたり作成した資金計画を添付等。（精緻化協議で修正の場合は修正後のもの）

1. 支払は契約締結後に当該年の9月分までを概算払いし、以降、前後期に分け6か月分を概算払いする。（２年目以降は前期分は４月、７月に分割して概算払いできることとする。）

※ チームの実情に合わせて変更することができる。

（例）個人について1か月ごとの概算払いにするなど。

1. 支払にあたっては、初回を除き乙は甲に前6か月の進捗状況を報告し、甲はこれを確認する。
2. 乙は、甲に対し、本件進捗状況の確認後に、前項に定める委託金の請求書を発行するものとし、甲は、乙に対し、請求書を受領した日の属する月の翌月末までに、前項の委託料を乙が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
3. 乙は、前6か月に予定した事業を繰り越す場合は、事前に甲と協議し、CCFの承認を得て事業計画・資金計画を変更することができる。
4. 乙は、事業の最終年度終了2か月前までに甲に事業報告を提出することとし、事業の未実施がある場合は、甲乙協議の上、乙はその分の委託金額を甲に返還する。
5. 乙は、事前に返還金の発生が予想される場合は、速やかにその旨を甲に申し出て、資金計画の変更、概算額の減額（相殺）などについて甲乙協議する。
6. 甲は、乙が覚書第8条第２項で定めた会計の基準等により整理している本事業の会計書類等の提出を求めることができることとし、乙はこれに協力することとする。

※個人の場合は、覚書第8条第３項。

第４条（運営委員会で協議）

　 甲は、乙から受領した前条の進捗状況、最終事業報告を〔チーム名〕運営委員会に提出し、協議する。

 第５条（契約期間）

 　契約期間は、2024年●月●●日から2027年２月２８日までとする。

第６条（再委託の制限）

 　乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

 第７条（秘密保持）

 　乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、覚書第９条及び運営会議で定めた秘密保持を遵守しなければならない。

 第８条（解除）

 　甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

 （１）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

 （２）第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

 （３）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

 （４）解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

 （５）自ら振出し、または引き受けた手形等が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

 （６）相手方への連絡が１ヶ月以上とることができなくなったとき。

 （７）相手方が本契約の各条項に違反したとき。

 （８）相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

 （９）その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第９条（契約終了後の処理）

 　本契約終了後、甲または乙、または他のチーム構成員から得た物品や情報は、幹事団体又は他の構成員の了承がなければ返還する。

 第１０条（裁判管轄）

 　本契約に関する一切の争訟は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

 第１１条（協議）

 　本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通および写し（コピー）1通を作成し、甲乙それぞれ各１通を保管する。写し（コピー）についてはCCFに提出する。

年　　月　　日

甲　住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙１　本件業務の内容

別紙２　契約金額の内訳

別紙１　本件業務の内容

別紙２　契約金額の内訳